〈会則・利用規約〉

第1条(運営会社)

本施設の運営管理会社は株式会社ライティア (以下会社) が行います

第2条(目的)

本施設はスポーツを通じて、会員の心身の健康維持・増幅させると ともに、スポーツ文化の普及に寄与する事を目的とします。

第3条(会員)

会社が第5条に定める入会手続きを経て本施設の利用を承認した 方を会員といいます。

第4条(入会・利用資格)

- 本施設の会員または利用者は、次の各号に適合する方に限ります。 1.本施設の目的に賛同し、会則・利用規約、その他規則を守れる
- 2.健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方。 ただし、会員の自己責任で利用する場合に限り、心臓病、高血圧、 糖尿病、及びこれに類する疾患のある場合も利用可能とします。
- 3.成年被後見人及び被保佐人でない方。
- 4.反社会勢力関係者でない方
- 5.伝染性皮膚病、伝染病、及びこれに類する疾患の無い方。
- 6.会社の審査で適切と認めた年齢の方。
- 7.18 歳未満の場合は保護者の同意を所定の書類にて得た方。この場合保護者は規定に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
- 8.過去に除名となっていない方。
- 9.その他会社が入会、利用に適さないと判断した以外の方。会社 は自由な裁量により入会を断ることができ、その理由を示す必 要はないものとします。

第5条 (入会手続き)

入会手続きは以下の通りとします。

- 1.本施設のご利用を希望される方は、所定の入会申し込み手続き を行い、会社が定める入会金及び会費、その他必要費用を納入し ていただきます。
- 2.会員の資格は前項に定める全てを完了し、会社の審査を経て会 社の承認を得られたときに発生します。

第6条(入会金)

入会金は会社が定める金額とします。一旦支払われた入会金は理 由の如何を問わず返金いたしかねます。

第7条(会費)

会費は会社が定める金額とし、会員は会社が定める方式により会 費をお支払いいただきます。

第8条(利用資格)

次の各号に該当する方は施設をご利用いただけません。

1.酒気帯び、体調不良により正常な施設利用ができないと会社が 判断した場合。

- 2.刃物など危険物をお持ちの方。
- 3.料金をお支払いいただいていない方(前納制度を用いています)。 4.その他第4条の各号に適合しない方。

第9条(利用料)

会員は施設を利用する際、会社が別に定める利用料を支払うもの とします。

第10条(施設利用)

- 1.会社は施設利用の円滑化を図るために施設の利用時間、利用回数、利用人数を制限することができます。
- 2. 会社は次の各号の理由により利用を制限することができます。 1.施設の改修、点検を行うとき。
- 2.その他会社が必要と認めたとき。
- 第11条(会員資格の譲渡及び名義変更)

会員資格は会社が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更は できません。

第12条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合はその資格を失います。 1.退会したとき。

2.死亡したとき。

ただし代理人が退会手続きを行うまでは会費引き落としは継続され、一旦支払われた月会費は理由の如何に問わず返金いたしかねます。

3.第4条に定める入会、利用資格に適合しなくなったとき。 4.第13条により除名されたとき。

第13条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社は会員を除名することができます。

- 1.入会にあたり提出する書類に虚偽の記載をしたとき。
- 2.本会則・利用規約、その他会社が定める規則に違反したとき。
- 3.本施設または、会社の名誉、信用が傷つけられたとき。
- 4.他の会員との協調性を欠き、施設運営の秩序を乱したとき。 5.本施設の設備等を故意に破壊したとき。
- 6.会費等の諸支払いを滞納し、支払いの催促に応じないとき。
- 7.入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき。
- 8.会員として品位を失う行為が認められたとき。
- 9.施設利用に際して不当かつ不合理な要求などをして会社、従業 員を著しく困惑させたとき。

前項各号に定める理由で除名されたとき、会員は会社に対し損害 賠償請求をすることはできません。

第14条(退会)

所定の期日までに所定の退会手続きを行うことで退会となります。 退会手続きが完了するまでは会費の引き落としが続きます。一旦 支払われた月会費は理由の如何を問わず返金いたしかねます。

第 15 条 (ビジター)

ビジターは施設に余裕がある場合に会社の承認に基づき施設利用 をすることができます。また利用に際しては本会則・利用規約に準 ずるものとします。

第 16 条 (運営管理)

本施設は次の各号に基づき運営管理を行います。

- 1.本施設の運営管理は会社の責任において行います。
- 2.会社は施設の会則・利用規約、運営管理に関する規則を定めこれを必要に応じて変更することができます。

第17条 (諸規則の順守)

会員及びビジターは本施設の利用に際し、所定の手続きを行うと 共に本会則・利用規約、その他会社が定める規則に従うものとしま す。

第18条(休業日)

年末年始、夏季休業、設備点検、修理、施設の改修及び会社が定める日を休業日とします。

第19条(営業時間)

会社が定める営業時間とします。

第20条(会社の免責)

会員は本施設において、自己及び、自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設で発生した盗難、傷害その他 事故について会社に重大な過失がある場合を除き一切の賠償責任 を負わないものとします。

第21条(会員の責任)

会員が本施設の利用に関して、会社、本施設、他の会員、第三者に 損害を与えたときはその賠償をしていただきます。また、ビジター については会員と同様に責任を負うものとします。

第22条 (諸料金の変更)

会社は入会金、会費、利用料金を会社、経済情勢の変動を勘案して 改定することができます。

第23条 (変更)

会員は氏名、住所、連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合は速やかに会社に報告するものとします。

第24条 (閉鎖または利用制限)

会社は次の各号により本施設の営業が不可能または困難になった場合、本施設を全部または一部を閉鎖、本施設の利用を制限するとともに、すべての会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他の名目の如何を問わず損害賠償責任等の異議申し立てをする事ができません。

1.法令が制定、改廃されたとき、または行政指導を受けたとき。 2.天災、地変その他不可抗力の事態が発生したとき。

3.著しい社会、経済情勢の変化があったとき。

4.法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき。 5.会社が必要と認めた時、その他やむを得ない事情があるとき。

第25条(細則等)

本規定に定めのない事項及び運営上必要な事項については会社が

別途定めることとします。

第26条(会則・利用規約の改正)

1.本施設は会社が会則、利用規約及び細則等の改正を必要と判断したときは、改定を行います。

2.会員は前項に基づく会則・利用規約及び細則等の改正がすべての 会員及び利用者に効力を及ぼすことを第5条に定める入会手続き において予め承認することとします。

第 27 条 (発効)

本会則・利用規約は2024年4月1日より発効とします。 本契約に定めない紛争は会社の管轄の地方裁判所とする。

〈その他〉

(禁止事項)

- ・他の利用者や施設スタッフ、会社へ誹謗中傷、身体を押す行為な どの暴力、脅迫。
- ・物を投げる、叩く、壊す、大声や奇声を発するなど他の利用者や 施設スタッフ、会社が恐怖を感じる行為。
- ・スタッフ、会社の業務を妨害する行為。
- ・金銭の賃借、勧誘行為、政治活動、署名活動など本施設の目的に 合致しない一切の行為。
- ・高額な金銭や貴重品の持ち込み。
- 施設内での飲酒及び喫煙。
- ・その他公序良俗に反する行為。

(諸届の期日)

退会をご希望される場合はご利用最終月の当月 10 日までに WEB からお手続きください。期日を過ぎた場合は翌月も引き落としが継続されますが、一旦支払われた月会費は理由の如何に問わず返金いたしかねます。WEB でお手続きが完了しない限り会員登録は解除されません。

(返金について)

施設利用の有無に関わらず、一旦支払われた入会金や月会費は理 由の如何に問わず返金いたしかねます。

(小学生や18歳未満のご利用について)

小学生は会員の保護者と同伴時のみ登録不要、利用料無料でご利用いただけます。ただし、本施設は、使用方法を誤れば事故が起きかねない器具やマシン等を設置、提供する場所であることを鑑み、小学生が本施設内の器具やマシン等を利用する場合には、会員の保護者は、その利用に付き添い、小学生から目を離さないようにしてください。万が一、会員の保護者が目を離した際に事故が発生したとしても、会社は会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。また、小学生1名につき保護者1名の同伴が必要です。小学生が複数名利用する場合には、利用する小学生の人数に応じた保護者もしくはそれに準じる方の同伴が必要になります。中学生以上は一般会員と同様にご利用いただけますが、必ず保護者の同意が必要となります。小学生及び18歳未満の会員が本施設の利用に伴い会社及び第三者に対して損害賠償等の責任を負う場合には、保護者も連帯して責任を負うものとします。